

和歌山県立医科大学保健看護学部教務学生委員会規程

制 定 平成16年4月1日和医大規程第96号

最終改正 平成29年12月14日和医大規程第44号

(設置)

第1条 和歌山県立医科大学の学生部の所掌に属する事項のうち、保健看護学部の教務、学務及び学生の厚生補導に関する事項について調査審議するため、保健看護学部教務学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 保健看護学部長（以下「学部長」という。）

(2) 保健看護学部の専任の教授、准教授又は講師のうちから選出された委員

2 前項第2号に掲げる委員は16名以内とし、保健看護学部教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て学部長が命ずる。

3 学生部長及び学生部副部長が、保健看護学部教授会の構成員であるときは、前項の規定にかかわらず、委員会に前項の規定に基づき選任された委員として加わるものとする。

(審議事項)

第3条 委員会において審議する事項は、次のとおりである。

(1) カリキュラムに関すること。

(2) 学生の学籍及び成績に関すること。

(3) 学生の入学、退学、休学、転学及び卒業に関すること。

(4) 学生の卒後進路に関すること。

(5) 学生の賞罰に関すること。

(6) 学生の出欠席調査に関すること。

(7) 授業料の延納、分納及び免除に関すること。

(8) 学生の身上相談に関すること。

(9) 学生の健康管理に関すること。

(10) 学生の福利厚生施設に関すること。

(11) 学生の団体活動及び学生生活に関すること。

(12) 学生の会合及び掲示に関すること。

(13) 育英奨学資金に関すること。

(14) 学生アルバイトに関すること。

(15) その他必要事項に関すること。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は学部長をもって充て、副委員長は学部長が推薦し、教授会の審議を経てこれを定める。

3 委員長は、委員会を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 第2条の規定により選出される委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(定足数)

第7条 委員会は、構成員の3分の2以上の者が出席しなければ成立しない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健看護学部事務室において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会に諮り委員長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。